

遺伝的不良形質の排除、発現の抑制に係わる規程

[H16. 1. 22制定・H16. 4. 1施行, H21. 6. 5改正・H21. 7. 1施行, H23. 6. 3改正・H24. 4. 1施行
H26. 3. 24改正・H26. 7. 1施行, H29. 6. 7改正・H29. 7. 1施行]

第1条 形質の発現が遺伝的に支配されているとみなされ、かつ経済的損失を伴ったり、品種の特徴を損なうような「遺伝的不良形質」の登録上の取り扱いについて定める。

第2条 遺伝的不良形質は、遺伝子型を特定する方法がなく産子の状況から不良形質のキャリアー（保因牛）と判断される場合と検査によって本牛自体の遺伝子型が特定可能な場合があることから、両者に分けて取り扱い、次のとおりとする。

(1) 産子の状況から判断される不良形質

次の3つに分類する

第1類は明らかに単純劣性の遺伝子によるとされているもの。

第2類は遺伝的なものと思われるが、その遺伝様式が判然とせず、単純劣性と判定しえないもの。

第3類も遺伝的なものと思われるが、その様式が判然とせず、かつこの形質の発現によって生じる経済的価値の損失が、他の類に比し、小さいと思われるもの。

第1類 長期在胎，無毛，下顎関節強直，先天性盲目，単蹄，遺伝的肢れん縮

第2類 小眼球，無尾

第3類 異毛色，乳房部・恥骨部以外の顕著な白斑，乳頭数不足，豚尻，無角和種における有角

(2) 遺伝子型が特定可能な不良形質

別に定める「遺伝子型が特定可能な遺伝的疾患，形態異常又は品種の特徴を損なう形質の検討に係わる規程」に基づいて認定されたものを次の2つに分類する。ただし，この分類は以後の状況を見て「遺伝的疾患等検討委員会」に諮り，変更することがある。

a 登録上の制限を加えるもの

バンド3欠損症（認定・平11. 7. 1），第13因子欠損症（認定・平11. 7. 1），

クローディン16欠損症（認定・タイプ1：平12. 7. 1，タイプ2：平15. 7. 1），

モリブデン補酵素欠損症（認定・平15. 7. 1），IARS異常症（認定・平26. 7. 1）

前肢帯筋異常症（認定・平29. 7. 1），バーター症候群1型（認定・平29. 7. 1）

b 登録上の制限を加えないもの

チェディアックヒガシ症候群（認定・平16. 7. 1），メラニン細胞刺激ホルモン受容体（認

定・平16. 7. 1），眼球形成異常症（認定・平21. 7. 1）

第3条 当該遺伝子の除去，形質発現抑制方法は，次のとおりとする。

(1) 産子の状況から判断される不良形質

第1類は失格として淘汰する。

第2類と第3類は，実質上，失格同様に扱う。

したがって，当該牛の子牛登記証明書は発行しない。

(2) 遺伝子型が特定可能な不良形質

当該遺伝的疾患等に係わる遺伝子の排除，発現の抑制は雄において登録申込の制限によって行う。

雌にあつては，交配，選抜等の指導によって当該遺伝子の除去，発現の抑制を行う。

当該遺伝子を保因する牛の産子の子牛登記証明書の発行は制限しない。ただし当該遺伝的疾患を発症し、審査要領に定める失格要件に抵触する場合は子牛登記証明書の発行を認めない。

第4条 基本・本原登録，高等登録，育種牛の申込及び既登録牛の取り扱いは，次のとおりとする。

(1) 産子の状況から判断される不良形質

- a 本原登録申込牛の父母の産子中に第1類～第3類に示された不良形質が全然出現していないこと。ただし，父牛については第2類，第3類の出現があったという場合には，その出現状況をよく研究して慎重に決定すること。
- b 高等登録申込牛の産子中に第1類～第3類に示された不良形質が全然出現していないこと。ただし，雄において第2類，第3類の出現があったという場合には，出現状況をよく研究して慎重に決定すること。
- c 高等登録申込牛の父母の産子についてはaに準じる。
- d 育種牛の申込ではb及びcの条件のほかに，祖父母の産子についても第1類～第3類に示された不良形質が全然出現していないこと。ただし，祖父において，第2類，第3類の出現があったという場合には，その出現状況をよく研究して，慎重に決定すること。
- e 上記の不良形質が出現していても，本会の遺伝的不良形質に関する検定（後代検定）をうけて，そのヘテロ接合体でないことが証明されたものは，この限りでない。

(2) 遺伝子型が特定可能な不良形質

a 種雄牛における取り扱い

登録申込種雄牛は別に定める遺伝子型検査要綱にしたがい，当該形質の遺伝子型検査を実施し，遺伝子型を明らかにしておかなければならない。これらの種雄牛の登録上の取り扱いは次のとおりとする。

① 既登録牛の取り扱い

既に登録されている種雄牛の認定された遺伝的不良形質の遺伝子型がその制限条件に抵触することが判明してもその登録は取消さない。

② 検査結果の通知

登録種雄牛で，認定された遺伝的不良形質の遺伝子型検査を受けたものは，その検査結果を本会から支部に通知する。

③ 登録上の制限を加えるもの

・基本，本原登録申込の制限

認定期日において12カ月未満の種雄牛にあつては，認定期日以降に登録を申込み場合は，認定された遺伝的不良形質の遺伝子型が遺伝子型検査要綱に定める遺伝子型の制限条件に抵触しないものでなければならない。12カ月以上の種雄牛にあつては，上記の遺伝子型の制限条件に抵触するものであつても，登録申込を制限しないが，基本登録とする。

・高等登録申込の制限

認定期日以降の登録申込においては認定された遺伝的不良形質の遺伝子型がその制限条件に抵触しないことが証明されていなければならない。

b 雌牛における取り扱い

雌牛にあつては該当する形質の遺伝子型がその制限条件に抵触する可能性があるものであつても登録申込その他の制限は加えない。

第5条 本規程は，平成29年7月1日より施行する。